平成２５年（フ）第２２号
長野県上伊那郡南箕輪村2673番地５
債務者　大田　千鶴
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第２６号
長野県伊那市西箕輪4590番地144、住民票上の住所長野県伊那市手良沢岡847番地６
債務者　川口　健二
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第７７号
三重県鈴鹿市津賀町648番地の１
債務者　花井かおり
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８２号
三重県鈴鹿市末広南１丁目９番26号
債務者　児玉千恵子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３３号
三重県名張市百合が丘東３番町192番地
債務者　米田　大美
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第３５号
三重県名張市梅が丘南２番町190番地
債務者　笠原喜美男
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第５８号
兵庫県伊丹市鴻池１丁目２番５－B336号
債務者　大村　一弘
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第５９号
兵庫県伊丹市鴻池１丁目２番５－B336号
債務者　大村美由紀
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第１３９号
奈良県生駒市中菜畑２丁目1061番地４　メープルハイツ205、前住所兵庫県西宮市青木町６番29号
債務者　稲留　富夫
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第８８号
広島市西区横川町１丁目４番３－505号
債務者　竹本　公昭（旧姓小原）
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４７号
広島市佐伯区五日市５丁目７番15号
債務者　吉岡　　誠
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３１６号
広島市中区流川町６番15号
債務者　渕上　義行
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８３号
愛媛県松山市森松町324番地　森松団地17棟1736号
債務者　鴨河　淳子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１号
愛媛県新居浜市船木甲4671番地の３、前住所愛媛県四国中央市土居町北野1150番地
債務者　齊藤　恭世
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１６号
愛媛県今治市唐子台西３丁目３番地　県営752号
債務者　西谷志律子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第２３号
愛媛県今治市八町西１丁目６番20号
債務者　阿部　幸三
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第９号
大阪府高槻市上土室２丁目12番１－Ｂ１号、前住所高知県高岡郡四万十町香月が丘９番12号
債務者　山田千恵子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
高知地方裁判所須崎支部